明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一八三）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札、司法書士名簿登録等関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　五三

告示

○総務省告示第百八十三号

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、科学技術研究調査規則に基づく、調査票様式を定める告示（平成十四年総務省告示第百六十二号）は廃止する。

平成二十四年五月十日

総務大臣　川端　達夫